

■補償概要

施設所有(管理)者賠償責任保険

支払限度額

1名1事故あたり / 1億円 (免責金額なし)

被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が所有、使用もしくは管理している各種の施設・設備・用具等の管理の不備、または被保険者もしくはその従業員等の業務活動中のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払いします。

受託者賠償責任保険

支払限度額

補 償 内 容		受託動物あたり	1事故あたり	保険期間中	免責金額
基 本 補 償 部 分	損害賠償金	死亡した場合	100万円	100万円	200万円
		治療が必要な場合			2万円
特 約 補 償 部 分	初期対応費用	—	100万円	200万円	なし
	弁護士相談費用	—	3万円(※)	—	なし
	見舞金費用	5万円	30万円	—	なし
	捜索費用	—	10万円	—	なし

※保険金請求に際して、販売人の作成した客観的な文書(領収書等)の提出が必要となります。

〈注意点〉 ●会員様に過失がある場合でも、「ケガ」「食中毒」「熱中症」以外の事故は対象となりません。また、いわゆる「慰謝料」などの損害は補償対象となりません。

●「お預かりする前に生じていたケガ」「病気」により発生した事故は会員さまの過失ではないため、補償対象外となります。

〈初期対応費用について〉

会員様(被保険者)が緊急的対応のために要した(保険会社が承認する)初期対応費用を補償します。補償する費用は以下の通りです。

①事故現場の保存に要する費用、②事故現場の取片付けに要する費用、③事故状況または原因を調査するために要した費用、④事故の調査を目的として被保険者の使用人を事故現場に派遣するために要した交通費、宿泊費または通信費等の費用。

〈見舞金費用について〉

ペット受託業務によらずに受託動物が突然死したことにより、保険会社が承認する見舞金(※)を会員様(被保険者)が負担することによって被る損害を補償します。

(※)慣習としてお支払いされる金額と、見舞金の額は定額ではなく、ご負担された実費となります。なお、保険金のご請求時には「獣医師の診断書」および「死体検査書」のご提出が必要となります。

〈捜索費用について〉

受託動物が脱走、逃亡したことにより、保険会社が承認する捜索費用を会員様(被保険者)が負担することによって被る損害を補償します。事故時には、警察や保健所等の公的機関への届出が必要となります。

■事故が発生した場合

お手続きはWebまたは、FAXにて

事故が発生した場合には、まず被害者・ペットの救護処置をとり、最寄りの病院及び、必要に応じ、警察署への届け出をするとともに、事故発生の日時、場所および事故の概要等について日本ペット事業者支援協会HP「事故受付Webフォーマット」または、専用FAX用紙にて、後日遅滞なく書面によりご連絡ください。

※ペット事業者向け「施設所有(管理)者賠償責任保険」「受託者賠償責任保険」には、保険契約者または被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受け保険会社とご相談のうえ、お進みください。あらかじめ引受け保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額等を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

※上記のご通知がなくそれに伴い引受け保険会社が被った損害額を差し引いてのお支払い、または損害保険金が支払われないことがありますのでくれぐれもご注意ください。



事故受付は…

info@pet-b-s.jp
FAX/022-381-0380

◎緊急のお問合わせは 0120-258-189

※受付時に「協会の正式名」「証券番号」「加盟店舗法人名」をお伝えください。



一般社団法人 全国ペット事業者支援協会
PET BUSINESS SUPPORT ASSOCIATION

ご注意事項

この「チラシ」はペット事業者向け「施設所有(管理)者賠償責任保険」「受託者賠償責任保険」の特徴を説明したもので
す。詳細は「商品パンフレット」等をご覧ください。

加盟に関するお問合わせ先(保険契約者)

日本ペット事業者支援協会

〒981-1232 宮城県名取市大手町2丁目96
(P&L内保険事業部)

保険に関するお問合わせ先(取扱代理店)

株式会社 アークライフ

〒105-0003 東京都港区西新橋2-11-5
TKK西新橋ビル6F

引受け保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

東京企業第一本部 総合営業第四部第三課